



2023年6月13日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問合せ先
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰
電 話 03-6453-6644 (代表)

2023年4月期第3四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の結論の不表明に関するお知らせ

当社は、2023年4月期第3四半期の四半期連結財務諸表について、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. レビューを実施した監査法人の名称
PwCあらた有限責任監査法人

2. 四半期レビュー報告書の内容

受領した2023年4月期第3四半期に係る四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 ビジョナリーホールディングスの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年5月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2022年12月下旬に当監査法人の通報窓口へ届いた前代表取締役社長に関する匿名の通報を受けて会社の社外取締役である監査等委員が調査を行った後、2023年3月7日に会社は第三者委員会を設置し、第三者委員会が調査の対象とした会社(以下「調査対象会社」という。)が会社の連結子会社に該当するか、調査対象会社との取引を関連当事者との取引に関する注記に開示する必要があるか、及び調査対象会社に対する業務委託取引の合理性について調査が実施された。

会社は、同5月31日に第三者委員会の調査報告書を受領し、調査対象会社について連結の範囲に含めるべきか、及び関連当事者の範囲に含めるべきか並びに調査対象会社に対する業務委託取引の合理性について、上記の四半期連結財務諸表に与える影響を検討した。しかし、調査対象会社について、連結の範囲に含めるべきか判断するために必要な会計資料等を入手することができなかったことから、会社は上記の四半期連結財務諸表において、子会社又は関連会社の範囲に含めなかった。同様に、調査対象会社について、株主構成等関連当事者の範囲に含めるべきか判断するために必要な情報及び根拠等を入手することが

できなかったことから、会社は、関連当事者の範囲に含めず、上記の四半期連結財務諸表の注記において追加の開示を行わなかった。また、会社は、調査対象会社に対する業務委託費の金額に当連結会計年度の第3四半期連結累計期間及びそれ以前の会計期間に係る虚偽表示が含まれているかどうか、並びに虚偽表示が含まれている場合にその影響が及んでいる会計期間を特定するために必要な情報や根拠等を入手することができなかったことから、上記の四半期連結財務諸表において販売費及び一般管理費に含まれる業務委託費並びにその他流動負債に含まれる関連する未払金に係る修正を行わなかった。会社は、以上による影響の有無やその金額が確定できる状況になく、当第3四半期連結累計期間にかかる四半期連結財務諸表項目及び金額並びに注記に反映するべきか、また、反映する場合における四半期連結財務諸表項目及び金額並びに注記の影響の程度が判明していないため、関連する四半期連結財務諸表項目及び金額並びに注記に重要な虚偽記載が存在する可能性がある旨を追加情報に記載している。

調査対象会社の一部又は全部が会社の連結の範囲に含まれる場合における上記の四半期連結財務諸表に対する影響を算出することは困難であるため、当監査法人は、調査対象会社の一部又は全部が会社の連結の範囲に含まれた場合における上記の四半期連結財務諸表に対する影響が重要でないという判断をすることはできない。同様に、当連結会計年度の第3四半期連結累計期間に係る販売費及び一般管理費に含まれる調査対象会社に対する業務委託費 835,198 千円並びに過去の会計期間（会計期間を特定できない）に係る業務委託費に係る未発見の虚偽表示の金額を算出することは困難である。したがって、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であると判断した。

また、会社が決定した連結の範囲や関連当事者の範囲が適切であるか否かに係る四半期レビュー手続、及び調査対象会社に対する当第3四半期連結累計期間に係る販売費及び一般管理費 835,198 千円並びに過去の会計期間（会計期間を特定できない）に係る販売費及び一般管理費（金額を特定できない）並びに上記の四半期連結財務諸表の注記における未発見の虚偽表示の特定及び金額の妥当性に係る四半期レビュー手続を実施できなかった。そのため、過去の会計期間（会計期間を特定できない）に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに上記の四半期連結財務諸表に未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表全体及び四半期連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。また、上記の四半期連結財務諸表の注記において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす影響が利用者の財務諸表の理解に不可欠であると判断した。したがって、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は広範であると判断した。

以上から、当監査法人は、上記の四半期連結財務諸表において未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断した。

その結果、当監査法人は、会社の上記の四半期連結財務諸表に対して、結論を表明する根拠となる十分かつ適切な証拠を入手することができず、四半期連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ

て、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 四半期レビュー報告書の受領日

2023年6月13日

4. 今後の対応

当社といたしましては、今回の結論の不表明に至った事由を受けとめ、適切に対処してまいります。株主や投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを伏してお詫び申し上げます。

以上